資料４

次期香川県消費者教育推進計画について

１　香川県消費者教育推進計画

（１）現行の計画

令和５年度から令和９年度までの５年間を対象とする「香川県消費者教育推進計画」を、令和５年２月に策定。

令和９年度中に、令和 10 年度以降の計画を策定する必要がある。

（２）策定前に検討が必要な事項

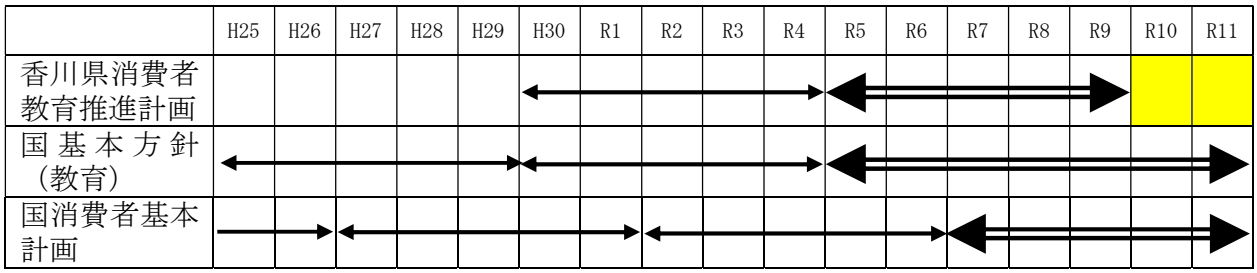
次期計画を策定するにあたり、事前に検討すべき事項が２点ある。

①　計画期間

香川県消費者教育推進計画は、国が定める「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（以下「国基本方針」という。）を踏まえて策定しているが、計画期間について、国基本方針とずれがある。

・今後の香川県消費者教育推進計画の策定は、国基本方針の見直し時期に合わせるか。
・現行の計画を延長するか、次期計画を策定するか。

（参考）消費者政策に係る計画の期間



※国は、消費者基本計画と基本方針の対象期間を一致させるため、従前５年間である基本方針の対象期間を、今期基本方針に限り７年間とすることとした。

②　県計画の策定スケジュール

現行の香川県消費者教育推進計画は、国基本方針の策定とほぼ同時期に策定したため、国基本方針の内容を、香川県消費生活審議会における審議に十分反映できなかった。（参考資料１「現行の香川県消費者教育推進計画と国基本方針の策定スケジュール」参照）

令和８年７月現在、18 道府県のみが、国基本方針と同じ令和 11 年度を最終年度としている。（参考資料２「各都道府県の計画策定状況」参照）

・策定スケジュールを再検討し、策定年度を１年遅らせることも検討する必要がある。

２　参考：都道府県消費者教育推進計画について

（１）関係法令（消費者教育の推進に関する法律第 10 条第１項）

都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「都道府県消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。（努力義務）

（２）消費者教育の推進に関する法律第９条第１項に基づく国の基本方針

平成 25 年６月 28 日に、平成 25 年度から 29 年度までの５年間を対象とする国基本方針を、平成 30 年３月 20 日には、平成 30 年度から 34 年度までの５年間を対象とする国基本方針を閣議決定。

現行の国基本方針は、令和５年３月 28 日閣議決定。令和５年度から 11 年度までの７年間が対象。

（参考資料１）

現行の香川県消費者教育推進計画と国基本方針の策定スケジュール

	県消費者教育推進計画	国基本方針（教育）
令和３年度		
2/9		第 31 回消費者教育推進会議 見直しの進め方審議
2/21～3/25	基本計画の議決等に関する照会	
令和４年度		
5/12～6/2	県政世論調査	
6/10～6/30	第１回審議会（書面） 計画策定の報告	
7/22		第 32 回消費者教育推進会議 見直しについて審議
8/23	第２回審議会 計画骨子案審議	
10/28		第 33 回消費者教育推進会議 方針案審議
11/7	第３回審議会 計画素案審議	
12/5	第４回審議会 計画案審議	
12/15～1/16	パブリック・コメント	
12/16～1/16		パブリック・コメント
1/20～2/6	第５回審議会（書面） 計画案審議	
2/20	公表 パブリック・コメントで意見が出た場合は１月程度結果縦覧期間を設けてから公表。	
2/24		消費者教育推進会議に諮問
2/27		第 34 回消費者教育推進会議 方針案審議
3/28		閣議決定

※各計画は、網掛け部分から、最終的な計画と同じ形式となった。

（参考資料２）

各都道府県の計画策定状況

都道府県名	計画期間（年度）	都道府県名	計画期間（年度）
北海道	R7～R11	***滋賀県***	***R8～R12***
青森県	R4～R8	京都府	R7～R11
岩手県	R7～R11	大阪府	R7～R11
宮城県	***R8～R12***	兵庫県	R6～R8
秋田県	R7～R11	***奈良県***	***R8～R12***
山形県	R4～R8	和歌山県	R5～R11
福島県	***R8～R12***	***鳥取県***	***R6～R12***
茨城県	R8～R11	島根県	R7～R11
栃木県	***R8～R12***	***岡山県***	***R8～R12***
群馬県	R6～R10	広島県	R7～R11
埼玉県	R4～R8	山口県	R4～R8
千葉県	R6～R10	徳島県	R4～R8
東京都	R5～R9	**香川県**	**R5～R9**
神奈川県	R7～R11	愛媛県	R5～R11
新潟県	R4～	高知県	R5～R11
富山県	R7～R11	***福岡県***	***R6～R12***
石川県	R7～R11	佐賀県	R6～R8
福井県	R6～R11	***長崎県***	***R8～R12***
山梨県	***R8～R12***	***熊本県***	***R8～R12***
長野県	R5～R9	***大分県***	***R8～R12***
岐阜県	R7～R11	***宮崎県***	***R8～R12***
静岡県	R7～R10	***鹿児島県***	***R8～R12***
愛知県	R7～R11	沖縄県	R4～R8
三重県	R7～R11		

国基本方針と同じく、計画期間を令和 11 年度までとしている計画　18

国基本方針より１年遅れて、計画期間を令和 12 年度までとしている計画　14

その他　15